

朝日みどり小学校いじめ防止基本方針

I 朝日みどり小学校「いじめ」防止基本方針について

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）の第13条により「朝日みどり小学校いじめ防止基本方針」を定める。

法第22条に定める「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」は、「いじめ不登校対策委員会」（以下「当組織」）をもって組織する。当組織は必要に応じ外部専門家（心理や福祉の専門知識を有する者）等の参加を求めることもある。

当組織を中核とし、いじめの防止等の対策のための措置、及び重大事態への対処方法を明確にして、当校からいじめを根絶するために策定する。

II 「いじめ」及び「いじめの類似行為」の定義

法第2条に基づき、次のように定義する。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

III いじめの未然防止についての取組

- 1 「児童の自己有用感の育成」を教育活動の基盤に置き、思いやりの気持ちを持ち、協力して活動する子どもを育てる取組を推進する。
- 2 生徒指導提要のもと、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる授業づくりと望ましい人間関係を育む集団づくりが重要である。そのための取組を学校生活全体を通して行う。
- 3 いじめはどの子どもにも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- 4 集団の一員としての自覚や所属感、互いを認め合う人間関係を育むことにより、いじめが起きない学級・学校風土をつくる。
- 5 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、職員の人権感覚を磨き、指導の在り方に注意を払うとともに言語環境を整える。

〈いじめ防止行動計画〉

- ① 「朝日みどり小学校いじめ防止基本方針」の共通理解 … 4月
- ② 人間関係、集団づくり、社会性の育成 … 通年
 - ・ 特別の教科「道徳」 ・ 特別活動 ・ 学級活動 (各計画による)
 - ・ みどりっ子縦割り活動 ・ 学校行事
 - ・ クラブ活動 ・ 課外活動 ・ P T A活動
 - ・ 子どもを知る会 ・ 小中連携事業 ・ 「生きる」を活用した公開授業
- ③ 「あいさつ・ふわふわ会話」を中心にした人間関係づくり … 通年
- ④ 授業改善による子ども主体の分かる授業づくりと学び合い … 通年
(校内研修の充実、授業公開〈一人年1回〉、個人研修計画)
- ⑤ 学習規律(学習の約束)、家庭での学習習慣、築城タイム
- ⑥ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」に向けた取組と参加

IV 早期発見について(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て)

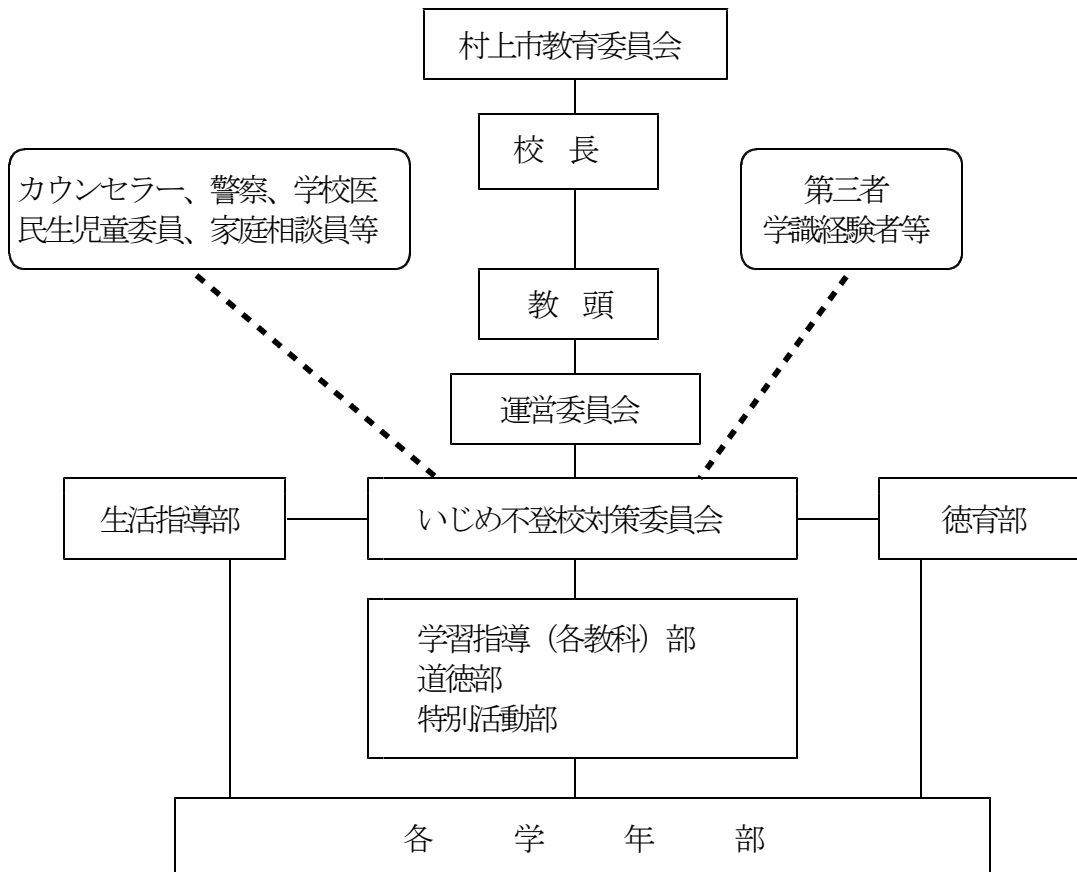
- 1 いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われていることを自覚し、常に危機意識をもって臨む。
- 2 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。
- 3 全教職員が日ごろから児童の観察や信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 4 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施、「いじめ見逃しゼロスクール」の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 5 インターネットを介して行われるいじめ等に対しては、県のネットパトロール等と連携し早期発見に努める。

〈早期発見行動計画〉

- ① 学校生活全体を通して、子どもに寄り添う指導を心掛け、児童観察を通した早期発見の取組 … 通年
- ② 保護者と信頼関係を深め、情報の収集を通した早期発見への取組(家庭確認、個別懇談、連絡帳、電話連絡、「子どもと共に1・2・3運動」) … 通年
- ③ アンケート調査の実施(学校生活調べ年3回、保護者アンケート2回) … 計画による
- ④ 教育相談の実施(SLQ、年3回の学校生活調べ集計後) … 適時
- ⑤ いじめ見逃しゼロスクール活動の実施(集会、小中連携事業) … 計画による
- ⑥ 児童に対する、「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知

【いじめ不登校対策委員会】

- (1) 校長 教頭 教務主任 生活指導主任、養護教諭、関係学級担任等
- (2) 必要に応じて、校長、カウンセラー、警察、民生児童委員、家庭相談員等
- (3) 重大事態対応の調査組織には、別に第三者や学識経験者等



V いじめの正確な認知の推進（発見したいじめに対する対処）

- (1) いじめはどこでも誰にでも起こるものと考え、いじめを発見した場合は、一人の教職員が抱え込まず、速やかにいじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげるようにする。
- (2) 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (3) 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。
- (4) いじめの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (5) 学校運営協議会委員やPTA等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

〈いじめ措置行動計画〉

- ① いじめの事実確認（担任、学年部主任、生活指導主任、級外職員等）
- ② いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援（担任、学年主任、生活指導主任、教頭、校長、カウンセラー等）
- ③ いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言（担任、学年主任、生活指導主任、教頭、校長、カウンセラー等）
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の関係機関との連携（市教育委員会指導主事、警察等）
- ⑤ 学校運営協議会委員やP T A等を活用した、いじめの問題などの学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進

〈いじめが解消した目安〉

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われたものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安に継続していること。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要とした場合は、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、いじめを受けた、いじめを行った児童の様子を注視し、いじめ対策組織において判断を行う。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に確認し、認められること。

VI 重大事態への対処（設置者の指導・支援のもとで対応）

【重大事態の意味】

- (1) 児童が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合（ズボン降ろしを含む）
- (5) 一定期間（年間30日を目安）連続して欠席しているような場合

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに村上市教育委員会に報告する。
- (2) 報告事案が重大事態であると判断した場合は、村上市教育委員会の指導の下、当組織を母体とし、適切な方法により調査を行う。
- (3) いじめられた児童から聞き取りする場合は、いじめられた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- (4) 自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- (5) 当調査に係わる事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際は、村上市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。

〈重大事態対応行動計画〉

- (1) 設置者への報告
- (2) 調査組織の設置（第三者の参加）
- (3) 事実関係明確化のための調査の実施
- (4) 情報の適切な提供（いじめを受けた児童及びその保護者）
- (5) 設置者への調査結果の報告
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅶ その他

- (1) 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。（保護者アンケート、知・徳・体3部会による評価・学校関係者評価）
- (2) 学校運営協議会、PTA理事会等で評価結果を説明し意見を受ける。
- (3) 評価結果を学校だより等で地域、保護者に公開する。
- (4) 情報の適切な提供を行う。（いじめを受けた児童及びその保護者）
- (5) 評価結果を基に見直しを図る。
- (6) PTA総会や学年PTA、学校HP等で基本方針を公表し、趣旨の理解を図る。